

授業料免除の判定誤りについて

この度、本学の授業料免除システムの保守管理を行っている委託業者が令和元年10月に実施した授業料免除システムの改修において、免除の収入基準確認に使用する「家計評価額」を算出するためのシステム設定に漏れがあり、この影響で改修以降に実施した令和元年度後期分、令和2年度前期分、令和2年度後期分の授業料免除の判定結果に一部誤りのあることが判明しました。

このため、システムの不備を修正した上で、改めて判定し直した結果、

- 本来「半額免除」と判定されるべき学生が、誤って「全額免除」と判定された。
- 本来「全額免除」と判定されるべき学生が、誤って「半額免除」と判定された。
- 本来「半額免除」と判定されるべき学生が、誤って「不許可」と判定された。

ことにより、合計延べ72人に影響が生じました。

影響を受けた学生に対しては判定誤りの状況を説明した上で、授業料を多く納入した学生には授業料相当額を返還することとし、また、本判定結果の変更に伴う授業料の納入は求めないこととします。

本件により多大なご迷惑をお掛けした皆様に対して、深くお詫び申し上げます。このような事態を再び起こすことのないよう、適切な授業料免除の実施に万全を期して参ります。

学務部学生支援課